



全ての市民、事業者を対象に 水道料金の基本料金を2か月無料にします

生駒市水道事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛により、経済的な打撃を受けておられる市民、事業者の皆さまが多いことから、経済的な支援策の一環として水道料金の「基本料金」を2か月減免します。

■ 水道料金のうち「基本料金」が2か月無料になります

生駒市の水道料金は、口径によって定められた基本料金と使用水量に応じた従量料金の合計額です。このうち「基本料金」を2か月無料とするものです(水道料金の全額が無料になるわけではありません)。

(例) 一般家庭(口径20mm)で1か月あたり20m³を使用した場合(税込額)

	減免前	減免後
基本料金(～8m ³)	1,364円	0円
従量料金	2,283円	2,283円
水道料金	3,647円	2,283円

■ 対象件数 52,532件(令和2年4月1日現在)

■ 水道料金が減免となる月

水道料金は原則2か月ごとに検針しています。減免となる月は、検針の時期により異なります。

◇5月検針の方…4・5月の2か月

◇6月検針の方…5・6月の2か月

■ 減免の財源には平成25年度から稼働している小水力発電施設の20年間の予定収益を活用

財源には、山崎浄水場内に設置した小水力発電施設での20年間の予定収益約1.3億円(20年間の利益から施設導入費・維持管理費を除いた額)を活用します。

20年間の利益(見込み) 約2.6億円

－ 施設導入費・維持管理費 約1.3億円

差引 約1.3億円

(備考) 小水力発電施設発電能力…月間約29,000kw、月額売電金額…約100万円(単価37円/kwで試算)

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市上下水道部 総務課(課長 池田) ☎0743-79-2800